

留 衛 監 第 1 4 号  
平成 2 9 年 6 月 2 1 日

留萌南部衛生組合  
組 合 長 高 橋 定 敏 様

留萌南部衛生組合

監査委員 岩 崎 智 樹

監査委員 前 崎 正 弘



平成 2 9 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により、その旨を通知願います。

(監査事務局 監査係)

平成 2 9 年 度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査

留萌南部衛生組合監査委員

平成 2 9 年 6 月

# 定期監査報告

## 1 監査の対象

留萌南部衛生組合

## 2 監査の実施期間

平成29年4月14日から平成29年6月16日

## 3 監査の範囲

平成28年度に収納した全ての収入業務に係る財務事務

## 4 監査の着眼点

留萌南部衛生組合の収納事務全般を把握し、適法性、効率性などの視点から総合的な評価を行った。

## 5 監査の方法

留萌南部衛生組合に対し、あらかじめ監査範囲の収入調定簿及び収入原簿、申請書、契約書等の提出を求め、関係書類及び諸帳簿を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

## 6 監査の実施場所

監査事務局

## 7 監査の結果

平成28年度におけるすべての収入業務15件について実施した。

### (1) 調査書等による収入業務の状況

節	内 訳	H27収入額	H28予算額	H28収入額
市町負担金	市町負担金	461,867,123	486,238,000	486,237,043
衛生センター使用料	衛生センター使用料	29,872,740	26,340,000	28,806,060

節	内 訳	H27収入額	H28予算額	H28収入額
火葬場 使用料	火葬場使用料	10,844,000	9,612,000	11,899,000
行政財産 使用料	自動販売機設置使用料	144,000	144,000	144,000
ごみ処理 手数料	資源化施設関係	3,455,980	108,651,000	3,439,700
ごみ処理 手数料	最終処分施設関係	1,163,200		808,480
ごみ処理 手数料	生ごみ処理施設関係	126,780		119,600
ごみ処理 手数料	ごみ袋関係	64,751,550		59,708,800
ごみ処理 手数料	直接搬入関係	44,744,950		43,936,320
ごみ処理 手数料	処理運搬許可申請関係	170,000		110,000
土地 貸付収入	建物用地貸付等	14,928		15,000
物品 売払収入	物品売払収入	15,292,120	13,241,000	12,852,770
繰越金	繰越金	36,635,877	28,535,000	28,534,957
延滞金	延滞金	0	1,000	0
雑 入	雑入	0	1,000	0

## (2) 収入業務の監査結果

事務処理の過程・内容については、概ね適正と認めるが、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき個別事項については、6月16日に実施した講評の中で指導しており記述を省略する。

### ・併任及び現金出納員の指定について

現金の徴収事務は、委託する場合を除き組合職員かつ現金（分任）出納員に指定されたもの以外は行うことができないため、徴収事務に携わる職員の併任及び現金（分任）出納員の指定手続きについて整理されたい。

- ・督促状の発送について

使用料及び手数料の徴収に関することは、債権管理条例に定められているが、督促状の未発送を5件確認した。条例では「履行期限までに履行しないものがあるときは、履行期限後20日以内に督促しなければならない」としているので徹底されたい。

- ・ごみ処理手数料の減免について

一般廃棄物処理手数料の減免については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定められているが、具体的な条項はなく不十分である。

また、事務処理についても一部不備なものがあり、条例・規則等の内容について再度整理し、適正な事務処理を要望する。

- ・契約規則や会計規則の遵守について

契約規則や会計規則に定められている事項について、契約書の未記載や身分証票の未交付など不備が散見されたため、内容について再度確認し、適正な契約書の作成及び事務処理を望む。

## 6 まとめ

本年度の定期監査において、着眼点である収納事務全般を把握し、適法性や効率性等の視点から総合的に監査を行ったところ、不正と疑われるものはなく、概ね適正な事務処理であることを確認した。

ただし、上記の指摘事項及び講評で述べた軽微な事項については、速やかに改善を要望する。

今後の事務処理においては、この事項も含め、法令順守の観点から帰属する法令に則り、職員それぞれが公平・公正の意識を持ち、引き続き適正かつ効率的な収納管理を要望するものである。